

# 公立大学法人新見公立大学の 各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準

平成20年 7月17日  
新見市地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価について、以下の基準による。

## 1. 評価の趣旨について

各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査、分析結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

## 2. 評価の実施について

- (1) 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進行状況を確認する。
- (3) 「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、教育研究等の特性への配慮から、教育研究活動等の質に係る専門的な観点からの評価は行わず、中期計画の客観的な進行状況の評価を行う。
- (4) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進行状況全体について総合的に評価する。

## 3. 項目別評価の具体的方法について

(1) 法人による自己評価及び(2) 評価委員会による評価に基づき、それぞれの方法は次のとおりとする。

### (1) 法人による自己評価について

- ① 項目別評価は、様式1「公立大学法人新見公立大学の平成〇〇年度に係る業務の実績に関する項目別実績報告書」に基づき、中期計画の各項目の達成度合いを定量的な観点と定性的な要因を総合的に勘案して実施する。
- ② 法人において、年度計画の記載事項ごとに以下の4段階の区分によりその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

年度計画を上回って実施している。	4
年度計画を順調に実施している。(達成度が概ね7割以上と認められるもの)	3
年度計画を十分に実施できていない。(達成度が概ね7割未満と認められるもの)	2
年度計画を実施していない。	1

※ 年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度にどの程度実施するかは、年度計画に示されるものであるから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を判断する際の目安であり、進行状況に係る諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

③ 法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項（特記事項欄）として、以下の事項を考慮し記述する。

- ・ 個性豊かな大学づくり、大学経営の活性化などを目指した法人の特色ある取り組みを積極的に評価する。
- ・ 理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営を目指した取り組みを評価する。
- ・ 法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価する。
- ・ 必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。
- ・ 中期目標の達成に向けて支障が生じている場合、あるいは生じる恐れがある場合には、その理由等について明らかにする。

(2) 評価委員会による評価について

① 小項目ごとの評価

- ・ 評価委員会において、年度計画の記載事項ごとに自己評価や計画設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の進行状況について、上記(1)の②の1～4の4段階の区分による評価を行う。
- ・ 法人による自己評価と評価委員による評価が異なる場合は、評価委員会が評価理由等を示す。
- ・ その他、評価委員会において実施状況を検討した結果、必要がある場合はコメントを付す。

② 大項目ごとの評価

- ・ (1)の②の評価を踏まえるとともに、特記事項等も勘案し、大項目ごとに以下の5段階の区分により計画の進行状況を示す。また、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

特筆すべき進行状況にある。(評価委員会が特に認める場合)	4
計画どおり進んでいる。(全て3～4)	3
概ね計画どおり進んでいる。(3～4の割合が9割以上)	2
やや遅れている。(3～4の割合が9割未満)	1
重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)	0

※ 上記判断基準は、計画の進行状況を判断する際の目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

- ・ 法人は、項目内の各記載事項について、項目内における重要性を勘案してウェイト付けを行うことができる。評価委員会においては、ウェイト付けを勘案して判断する。

(注) (1)の①及び②の評価のうち、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、教育研究活動の質に係る専門的な観点からの評価は行わず、中期計画の客観的な進行状況について評価を行う。

#### 4. 全体評価の具体的方法について

全体評価は、様式2「公立大学新見公立大学の平成〇〇年度に係る業務の実績に関する全体評価実績報告書」に基づき実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の中期計画の進行状況全体について、記述式により評価する。

#### 5. 年度評価のスケジュールについて

- 6月末までに： 法人において実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- 7月： 評価委員会において実績報告書の調査・分析及び評価（案）を策定する。
- 8月上旬： 評価（案）に対する法人の意見申し立て機会の付与を行う。
- 8月中旬： 評価委員会において評価結果を決定して法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。

#### 6. その他

本基準は、必要に応じ、評価委員会で協議し、見直すことができるものとする。